

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分		課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ パ イ プ た ば こ 葉 巻 た ば こ 刻 み た ば こ 加 熱 式 た ば こ か み 用 の 製 造 た ば こ か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	千本		千円
	9,521,000		72,569,066
	1,729		13,178
	172,169		1,312,272
	-		-
	1,088,465		8,296,279
	-		-
計		10,783,363	82,190,796
手 持 品 課 税 額			-
合 計 税 額			82,190,796
控 除 税 額			469,755
差 引 税 額			81,721,036
加 算 税	過 少 申 告		X
	無 申 告		X
	重		X
課 税 人 員			人 91
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 製造場数

区 分		場 数
製 造 場	製造たばこ製造場	1
	原 料 事 務 所	1
	そ の 他	6
	法 定 製 造 場	21
合 計		29

調査時点： 令和6年3月31日

10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		kL	千円
移 出 数 量		1,136,927	
エタノール相当数量		23,485	
欠減控除数量		15,032	
場内消費数量		8	
用途外使用等数量		-	
課 税 標 準		1,098,419	59,094,867
控 除 税 額			1,632
差 引 計			59,093,229
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			59,093,229
課 税 人 員			人 138
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			7,766,179

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。
(注) 課税標準の内訳（移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量場内消費数量及び用途外使用等数量）は、申告（処理を含まない。）による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	5
	天 然 揮 発 油 製 造 場	9
	廃 油 再 生 工 場	2
	そ の 他	135
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	50
	そ の 他	11
未 納 税 蔵 置 場		21
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		67
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	82
	ゴ ム 用	22
	塗 料 用	17
	印 刷 用 イ ン キ 用	14
	接 着 剤 用	8
	洗 淨 用 又 は 離 型 用	25
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		455
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		1
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		39
合 計		963

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量	エタノール相当数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	課税標準		控除税額	差 引 計
						数 量	税 額		
	kL	kL	kL	kL	kL	kL	千円	千円	千円
令 和 元 年 度	1,332,107	20,332	17,709	8	-	1,294,074	69,621,188	108,524	69,512,657
令 和 2 年 度	1,309,501	28,053	17,300	1	-	1,264,149	68,011,208	2,136	68,009,069
令 和 3 年 度	1,005,792	22,026	13,281	7	-	970,493	52,212,501	1,958	52,210,536
令 和 4 年 度	951,702	17,697	12,609	7	-	921,403	49,571,485	1,747	49,569,724
令 和 5 年 度	1,136,927	23,485	15,032	8	-	1,098,419	59,094,867	1,632	59,093,229

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		kl 3,921	千円 45,006
うち 軽減 税率	沖縄路線航空機に 係る軽減	—	—
	特定離島路線航空機に 係る軽減	1,837	17,915
控 除 税 額			2,660
うち 軽減 税率	沖縄路線航空機に 係る軽減		—
	特定離島路線航空機に 係る軽減		1,277
差 引 計			42,329
加 算 税	過 少 申 告		—
	無 申 告		6
	重		—
合 計			42,335
課 税 人 員			人 374
還 付 金 額			千円 —

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の		場 81
そ の 他	定 期 運 送 事 業 者 に 係 る も の	1
	そ の 他 の も の	159
合 計		241

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kl	千円
令 和 元 年 度	3,252	51,781
令 和 2 年 度	2,644	42,141
令 和 3 年 度	2,824	23,756
令 和 4 年 度	3,304	36,331
令 和 5 年 度	3,921	45,006

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
		t	千円
移 出 重 量		53,266	932,151
控 除 税 額			21,934
差 引 計			911,955
加 算 税	過 少 申 告		122
	無 申 告		66
	重		-
合 計		53,266	912,142
課 税 人 員			人 4,241
還 付 金 額			千円 1,941
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分		場 数
		場
営 業 用 ス タ ン ド		203
自 家 用 ス タ ン ド		45
着 脱 式 容 器 充 て ん 場		110
そ の 他		56
合 計		414
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和6年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
	t	千円
令 和 元 年 度	77,403	1,354,546
令 和 2 年 度	58,017	1,015,301
令 和 3 年 度	56,086	981,495
令 和 4 年 度	55,485	971,017
令 和 5 年 度	53,266	932,151

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
原 油		kL	千円
		243,600	682,080
石 油 製 品		-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素		t	
		2,391,446	4,448,089
石 炭		-	-
計			5,130,169
控 除 税 額			2,750,324
差 引 計			2,379,842
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			2,379,842
課 税 人 員			人 60
還 付 金 額			千円 489,804
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガス状炭化水素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 3	場 1	場 -
そ の 他 の 納 税 地	19	5	-
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	3	-
合 計	22	9	-

調査時点：令和6年3月31日

14 印紙税

(1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)		千円 275	人 31
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)		2,917,646	2,603
書式表示による申告・納付 (第11条関係)		4,865,136	14,643
預貯金通帳等の申告・納付 (第12条関係)		1,081,005	24
計		8,864,062	17,301
充 当 税 額		36,676	
差 引 計		8,827,386	
加 算 税	過 少 申 告	5,382	
	無 申 告	139	
	重	-	
過 怠 税		154,846	件 2,205
還 付 金 額		128,587	
印紙税納付計器	設 置 者 数		人 1,574
	設 置 台 数		台 1,752

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の現金納付による課税実績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ (第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付 (第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				合 計	納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 の 納 付 用 の	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付		
	千円	千円	千円	千円	千円	人
令 和 元 年 度	366	4,236,788	3,814,783	3,722,857	11,774,794	19,827
令 和 2 年 度	290	3,558,646	4,051,351	3,165,140	10,775,426	18,609
令 和 3 年 度	199	3,419,605	4,339,919	2,403,228	10,162,950	18,481
令 和 4 年 度	259	3,028,025	5,144,536	1,105,300	9,278,120	18,060
令 和 5 年 度	275	2,917,646	4,865,136	1,081,005	8,864,062	17,301

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令和元年度		-	-
令和2年度		-	-
令和3年度		-	-
令和4年度		-	-
令和5年度		-	-
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	-	
	定額料金制の供給販売電気	-	
	計量自家使用販売電気	-	
	推計自家使用販売電気	-	
計		-	-
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		-
	重		-
合 計			-
課 税 人 員		人	
		-	

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 -

調査時点：令和6年3月31日

16 国際観光旅客税

(1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
令和元年度		千人X	千円X
令和2年度		X	X
令和3年度		X	X
令和4年度		X	X
令和5年度		X	X
加 算 税	不 納 付		X
	重		—
合 計			X
還 付 金 額			X

調査期間等： 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの納付事績及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

(2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	人1

調査時点：令和6年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。